

# 国立大学法人神戸大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に対する報酬のうち賞与については、役員報酬規程により「職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる」と定めている。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成23年1月から俸給月額を約0.2%引き下げた。  
平成23年1月から俸給月額を1.5%減額した。  
賞与の支給割合を0.15%引き下げた。

理事

平成23年1月から俸給月額を約0.2%引き下げた。  
平成23年1月から俸給月額を1.5%減額した。  
賞与の支給割合を0.15%引き下げた。

理事(非常勤)

平成23年1月から非常勤役員手当を1.5%減額した。

監事

平成23年1月から俸給月額を約0.2%引き下げた。  
平成23年1月から俸給月額を1.5%減額した。  
賞与の支給割合を0.15%引き下げた。

監事(非常勤)

平成23年1月から非常勤役員手当を1.5%減額した。

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 20,425	千円 13,595	千円 5,270	千円 1,359 (地域手当) 199 (通勤手当)			
A理事	千円 16,856	千円 10,980	千円 4,256	千円 1,098 (地域手当) 521 (通勤手当)			
B理事	千円 16,471	千円 10,980	千円 4,256	千円 1,098 (地域手当) 136 (通勤手当)			
C理事	千円 16,335	千円 10,980	千円 4,256	千円 1,098 (地域手当) 0 (通勤手当)			
D理事	千円 15,892	千円 10,506	千円 4,076	千円 1,050 (地域手当) 258 (通勤手当)			
E理事	千円 15,769	千円 10,506	千円 4,076	千円 1,050 (地域手当) 136 (通勤手当)			
F理事	千円 15,709	千円 10,506	千円 4,076	千円 1,050 (地域手当) 75 (通勤手当)			
G理事	千円 14,039	千円 10,036	千円 2,551	千円 1,003 (地域手当) 447 (通勤手当)	4月1日		
H監事	千円 11,899	千円 8,673	千円 2,205	千円 867 (地域手当) 153 (通勤手当)	4月1日		
I監事 (非常勤)	千円 1,769	千円 1,769	千円 0	千円 0 ( )	4月1日		

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生活費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長						該当者なし	
理事A	4,365	3	2	H22. 3. 31	—	理事Aの業績は法人の業績に反映すべき顕著な業績や業務の実績悪化を認めないので、退職手当の増減は行わず決定した。	
理事 (非常勤)						該当者なし	
監事A	2,178	2	0	H22. 3. 31	—	監事Aの業績は法人の業績に反映すべき顕著な業績や業務の実績悪化を認めないので、退職手当の増減は行わず決定した。	
監事 (非常勤)						該当者なし	

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

人件費管理は、中期目標期間中の人件費予算の年度展開及び教育研究組織の見直しを踏まえて職種又は部局別の人員を定め、中長期的な観点に立った適切な管理を行うこととしている。具体的には、学長裁量枠を設けるなど、組織の再編等に質量共に柔軟に対応できる人員配置を行うとともに、総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費削減について、着実に実施することとしている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準など社会一般の情勢に適合したものとなるように定めていくこととしている。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等は、昇格及び昇給の実施並びに勤勉手当の成績率の決定に反映させている。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日, 12月1日)以前6か月以内の期間における勤務成績に応じて決定される成績率(支給割合)に基づき支給する。
俸給月額 (昇格・降格)	昇格:①上位の級に決定される基準を満たす場合は、その基準に応じた級に昇格させることができる。 ②勤務成績が優秀な職員は、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力評価に基づき、1級上位の級に昇格させることができる。 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に降格させることができる。
俸給月額 (昇給)	1月1日に、同日前1年間における勤務成績に応じて5段階(A～E)の区分を設け昇給させることができる。

#### ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

- 国家公務員の給与改正を参考にして、以下のとおり改正した。
  - ・平成23年1月から、俸給月額を約0.1%引き下げた。
  - ・平成23年1月から、平成18年の俸給の切替えに伴う経過措置の額を0.41%減額した。
  - ・期末手当及び勤勉手当の支給割合を0.2月(再任用職員0.1月)引き下げた。
  - ・平成23年1月から、55歳を超える職員で、一般職(一)6級、教育職(一)5級、教育職(二)4級、教育職(三)4級、海事職(一)6級、医療職(一)6級、医療職(二)6級以上の者について、俸給月額及び管理職手当を1.5%減額した。
- 平成22年4月から、労働基準法改正に伴い、超過勤務手当の支給割合を改正した。
- 兵庫県等からの人事交流により採用された附属学校教員の給与決定について、採用前の兵庫県等の給料月額を基本とし決定すること、また、人事交流により採用された職員の在職者調整を行った。
- 附属病院の医員(研修医)に臨床研修手当を新設した。
- 管理職手当の支給対象者及び支給額の改正を行った。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 2,517	歳 43	千円 7,221	千円 5,391	千円 152	千円 1,830
事務・技術	人 536	歳 43.2	千円 5,865	千円 4,433	千円 189	千円 1,432
教育職種 (大学教員)	人 1,198	歳 48.1	千円 9,212	千円 6,809	千円 165	千円 2,403
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 567	歳 32.4	千円 4,678	千円 3,559	千円 84	千円 1,119
技能・労務職種	人 11	歳 53.1	千円 5,770	千円 4,341	千円 212	千円 1,429
海事職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
海技職種	人 4	歳 35.8	千円 5,202	千円 3,942	千円 134	千円 1,260
教育職種 (附属高校教員)	人 22	歳 48.3	千円 7,995	千円 6,031	千円 137	千円 1,964
教育職種 (附属義務教育学校 教員)	人 65	歳 43	千円 7,327	千円 5,567	千円 152	千円 1,760
医療職種 (病院医療技術職員)	人 108	歳 38	千円 5,230	千円 3,969	千円 164	千円 1,261
その他医療職種 (看護師)	人 4	歳 53.3	千円 6,284	千円 4,721	千円 240	千円 1,563

再任用職員	人 45	歳 62.4	千円 3,162	千円 3,084	千円 243	千円 78
事務・技術	人 3	歳 62.2	千円 3,525	千円 3,030	千円 203	千円 495
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 3	歳 61.5	千円 3,276	千円 2,805	千円 116	千円 471
その他事務・技術	人 36	歳 62.5	千円 3,111	千円 3,111	千円 264	千円 0
その他技能・労務職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	216	33.8	3,388	2,888	109	500
事務・技術	73	38.8	3,374	2,555	164	819
教育職種 (大学教員)	26	36.5	5,540	4,184	68	1,356
医療職種 (病院医師)	102	30.2	2,812	2,812	75	0
医療職種 (病院看護師)	3	35.8	4,136	3,166	87	970
技能・労務職種	1					
医療職種 (病院医療技術職員)	11	26	3,471	2,646	144	825

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員及び任期付職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注3:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、汽かん士、調理員等をいう。

「海事職種」とは、船舶の船長、機関長、航海士、機関士の業務を行う職種を示す。

「海技職種」とは、船舶の乗組員の業務を行う職種を示す。

「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注4:再任用職員の「その他事務・技術」及び「その他技能・労務職種」とは、期末手当及び勤勉手当を支給せず、給与の支払形態が日給制となる職種を示す。

注5:常勤職員の海事職種、再任用職員の医療職種(病院看護師)及びその他技能・労務職種、非常勤職員の技能・労務職種は該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

#### [年俸制適用者]

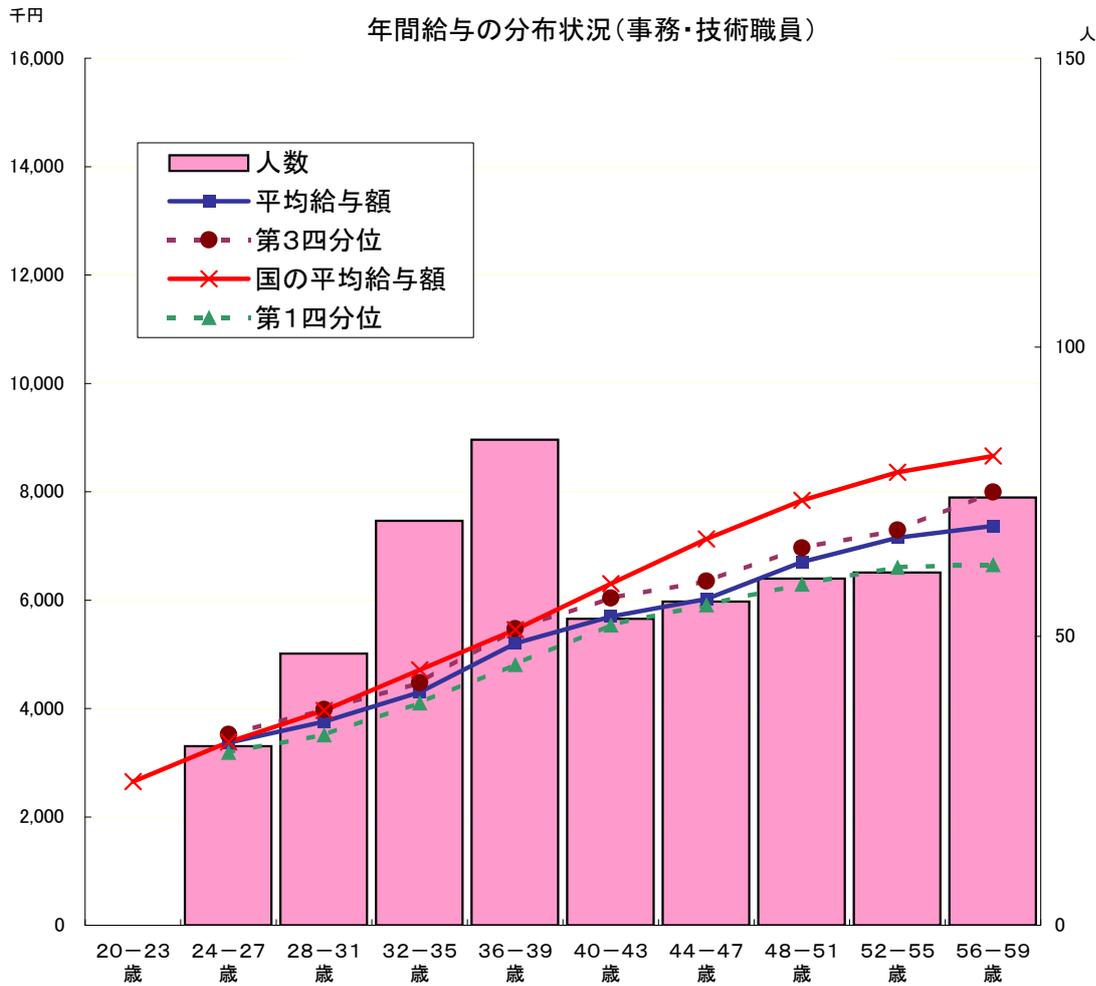
区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
任期付職員	100	43	7,872	7,872	145	0
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
特命教員	91	43.2	8,135	8,135	141	0
特命専門職	9	40.7	5,216	5,216	180	0

注1:常勤職員、在外職員、再任用職員及び非常勤職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注2:「特命教員」とは、国内外の特に優れた能力又は高度の専門的な技能又は資格を有し、寄附金等の特定の経費により、期間を定め、年俸により雇用される者であって、大学が定める特定の事項について教育・研究に従事するもので、特命教授、特命准教授、特命講師及び特命助教をいう。

「特命専門職」とは、国内外の特に優れた能力又は高度の専門的な技能又は資格を有し、寄附金等の特定の経費により、期間を定め、年俸により雇用される者で、国立大学法人神戸大学事務組織規則に規定する事務組織等において、高度の専門的な知識又は優れた見識を一定の期間活用して行うことが特に必要と認められる業務に従事するものをいう。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

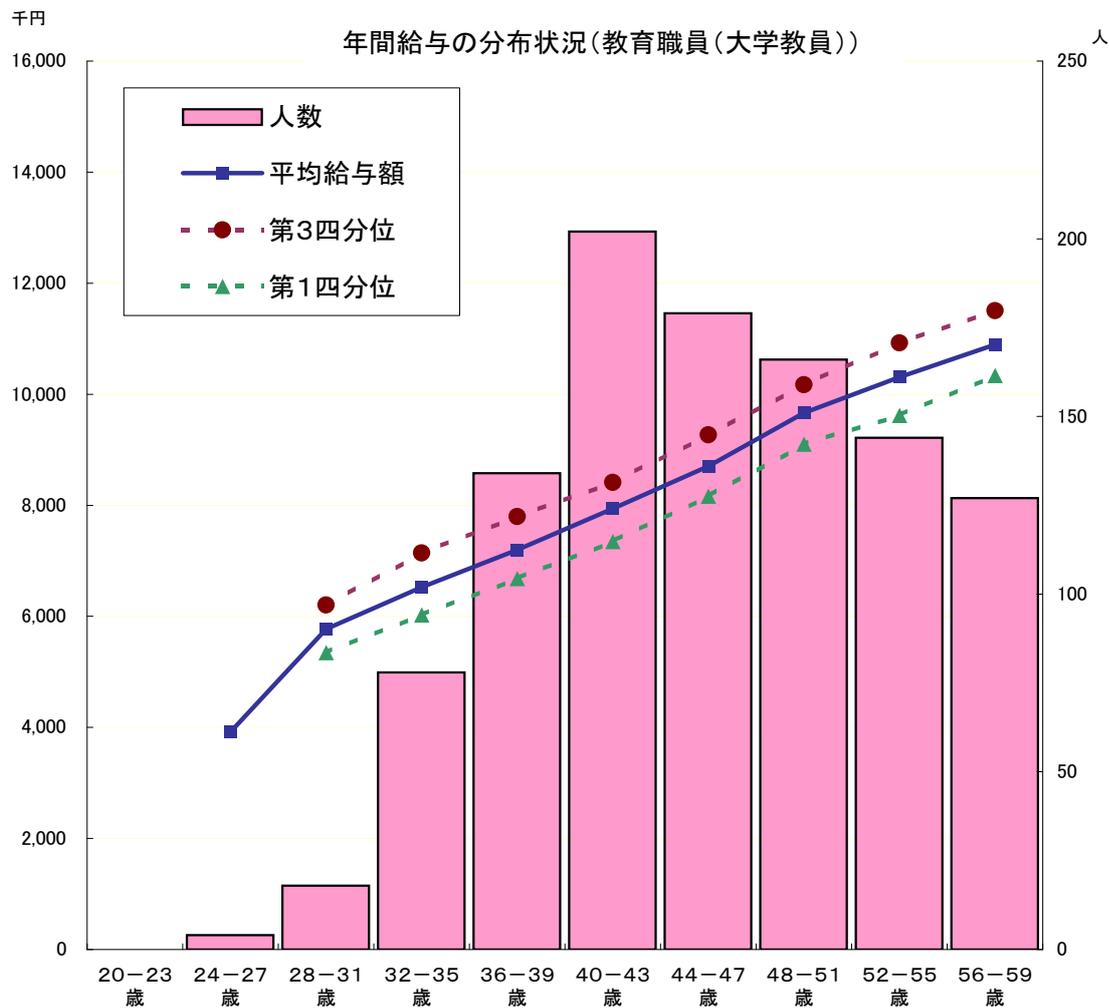


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
部長	6	55.3	9,893	11,079	10,586	9,893	11,079
課長	38	55.6	7,933	8,512	8,239	7,933	8,512
課長補佐	55	52.4	6,808	7,134	6,976	6,808	7,134
係長	177	48.1	5,931	6,556	6,205	5,931	6,556
主任	147	39.9	4,564	5,708	5,157	4,564	5,708
係員	113	30.6	3,478	4,053	3,766	3,478	4,053

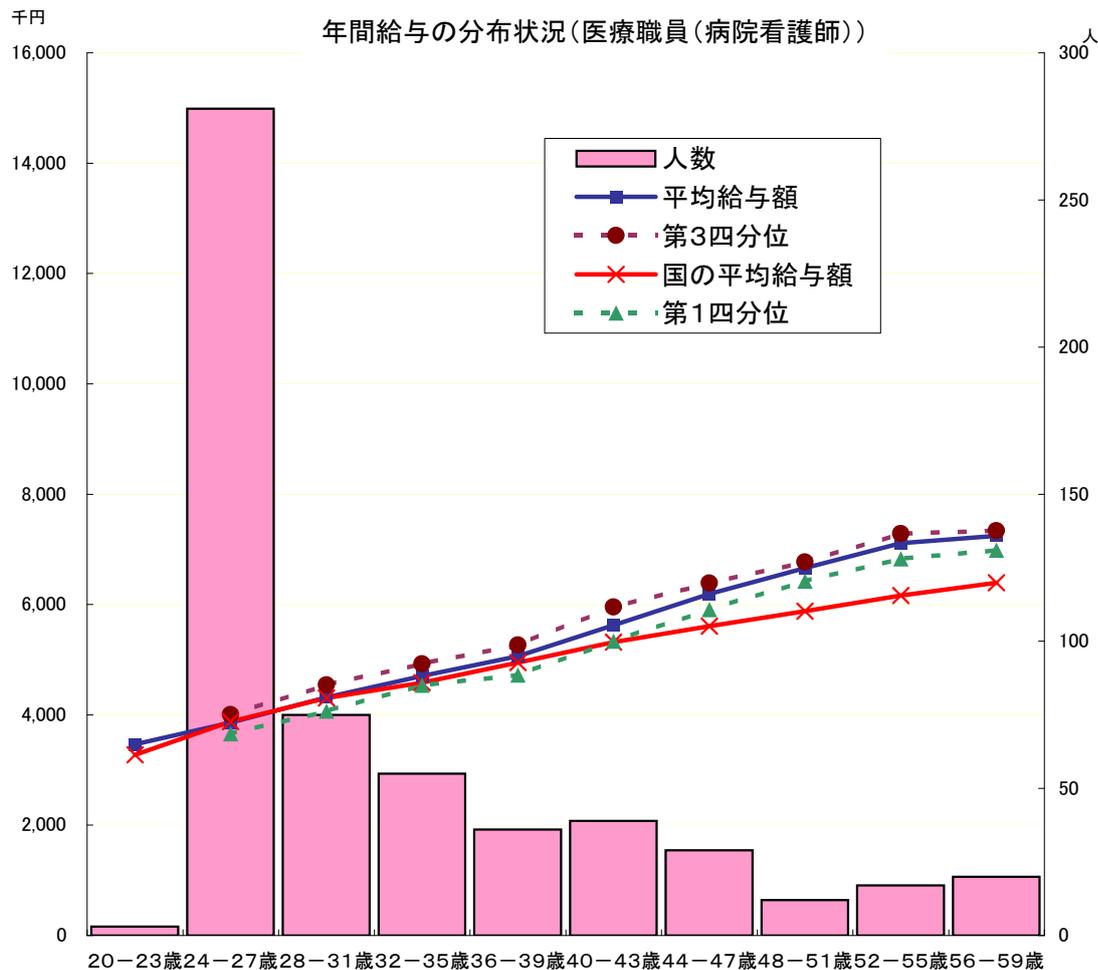
注:「課長」には、「事務長」及び「室長(課長相当)」を含み、「課長補佐」には、「事務長補佐」、「専門員」及び「室長(課長補佐相当)」を含み、「係長」には、「専門職員」を含む。



注:年齢24~27歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	533	54.4	9,971	10,716	11,334		
准教授	378	44.6	7,954	8,387	8,864		
講師	76	42.5	7,005	7,535	8,100		
助教	190	39.9	6,170	6,624	7,087		
助手	21	45.3	5,863	5,959	6,818		



注: 年齢20~23歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
看護部長	1	—	—	—	—	—	—
副看護部長	4	53.3	—	—	7,628	—	—
看護師長	29	52.4	6,770	7,338	7,032	7,338	7,338
副看護師長	72	44.7	5,591	6,511	6,070	6,511	6,511
看護師	461	29.0	3,840	4,443	4,177	4,443	4,443

注1: 看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2: 副看護部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任 係員	係長 主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐
人員 (割合)	536 人	45 人 ( 8.4 %)	79 人 ( 14.7 %)	279 人 ( 52.1 %)	85 人 ( 15.9 %)	29 人 ( 5.4 %)
年齢 (最高～ 最低)		42～24 歳	56～26 歳	59～34 歳	59～44 歳	59～39 歳
所定内給 与年額 (最高～ 最低)		3,007 ～ 2,255 千円	3,872 ～ 2,583 千円	5,114 ～ 2,953 千円	5,722 ～ 4,692 千円	6,966 ～ 4,834 千円
年間給与 額 (最高～ 最低)		3,903 ～ 3,011 千円	4,999 ～ 3,448 千円	6,836 ～ 3,900 千円	7,710 ～ 6,367 千円	9,055 ～ 6,624 千円

区分	6級	7級	8級	9級
標準的な職位	課長	部長	局長 部長	局長
人員 (割合)	13 人 ( 2.4 %)	5 人 ( 0.9 %)	1 人 ( 0.2 %)	該当者なし 人
年齢 (最高～ 最低)	59～50 歳	59～49 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給 与年額 (最高～ 最低)	7,901 ～ 6,123 千円	8,437 ～ 7,256 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与 額 (最高～ 最低)	10,366 ～ 8,205 千円	11,079 ～ 9,828 千円	～ 千円	～ 千円

注:8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

## (教育職種(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位			助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	1,198人	該当者なし ( )%	211人 ( 17.6 %)	82人 ( 6.8 %)	373人 ( 31.1 %)	532人 ( 44.4 %)
年齢 (最高～最低)		～	63～24	63～28	62～31	63～38
所定内給 与年額 (最高～最低)		～	6,088 ～ 2,809	6,830 ～ 3,958	7,750 ～ 4,519	10,653 ～ 5,398
年間給与 額 (最高～最低)		～	8,102 ～ 3,727	8,963 ～ 5,150	10,221 ～ 6,224	14,809 ～ 7,319

## (医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師長 副看護師長	副看護部長 看護師長	副看護部長
人員 (割合)	567人	該当者なし ( )%	461人 ( 81.3 %)	72人 ( 12.7 %)	31人 ( 5.5 %)	2人 ( 0.4 %)
年齢 (最高～最低)		～	59～23	59～30	59～42	～
所定内給 与年額 (最高～最低)		～	4,979 ～ 2,580	5,411 ～ 3,397	5,747 ～ 4,271	～
年間給与 額 (最高～最低)		～	6,678 ～ 3,421	7,267 ～ 4,621	7,833 ～ 5,882	～

区分	6級	7級
標準的な職位	看護部長	看護部長
人員 (割合)	1人 ( 0.2 %)	該当者なし ( )%
年齢 (最高～最低)	～	～
所定内給 与年額 (最高～最低)	～	～
年間給与 額 (最高～最低)	～	～

注:5級及び6級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 53.5	% 57.4	% 55.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 46.5	% 42.6	% 44.5
	最高～最低	% 50.4～44.0	% 47.6～40.3	% 46.3～42.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.7	% 67.1	% 65.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.3	% 32.9	% 34.6
	最高～最低	% 39.0～33.3	% 35.7～27.8	% 37.3～31.6

(教育職種(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 57.7	% 59.8	% 58.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 42.3	% 40.2	% 41.2
	最高～最低	% 50.0～34.3	% 46.5～31.1	% 46.3～33.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.6	% 67.0	% 65.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.4	% 33.0	% 34.7
	最高～最低	% 50.0～32.0	% 46.2～30.2	% 46.3～31.8

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	% ～	% ～	% ～
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.0	% 66.2	% 64.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 37.0	% 33.8	% 35.4
	最高～最低	% 39.0～33.0	% 35.7～29.8	% 37.3～31.4

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)	
対国家公務員(行政職(一))	88.6
対他の国立大学法人等(事務・技術職員)	102.3
(教育職員(大学教員))	
対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))	105.8
(医療職員(病院看護師))	
対国家公務員(医療職(三))	103.1
対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))	105.8

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 88.6
	参考
	地域勘案 90.9
	学歴勘案 87.6
	地域・学歴勘案 90.6
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.1% (国からの財政支出額 24,355,819千円、支出予算の総額 67,532,535千円：平成22年度予算)
	【検証結果】 国からの財政支出の割合が50%を超えておらず、適切に運用されている。
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成21年度決算)
	【検証結果】 _____
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努めたい。

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	103.1
	参考	地域勘案 97.5 学歴勘案 101.0 地域・学歴勘案 99.1
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	地域手当10%地域に所在しているため 【主務大臣の検証結果】 地域差を是正した給与水準の比較では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.1% (国からの財政支出額 24,355,819千円、支出予算の総額 67,532,535千円:平成22年度予算) 【検証結果】 国からの財政支出の割合が50%を超えておらず、適切に運用されている。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成21年度決算) 【検証結果】 ——	
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努めたい。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

102.7

上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 20,235,379	千円 20,820,613	千円 (%) △ 585,234 ( △2.8 )	千円 (%) — —
退職手当支給額 (B)	千円 1,367,052	千円 2,399,015	千円 (%) △ 1,031,963 ( △43.0 )	千円 (%) — —
非常勤役職員等給与 (C)	千円 9,146,346	千円 8,483,650	千円 (%) 662,696 ( 7.8 )	千円 (%) — —
福利厚生費 (D)	千円 3,593,376	千円 3,501,432	千円 (%) 91,944 ( 2.6 )	千円 (%) — —
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 34,342,153	千円 35,204,710	千円 (%) △ 862,557 ( △2.5 )	千円 (%) — —

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

#### 総人件費について参考となる事項

- ①平成22年度の「給与、報酬等支給総額」の対前年度比2.8%の減の主な理由は、支給人員が減少したこと並びに俸給、期末手当及び勤勉手当の引き下げなどによる。
- ②平成22年度の「最広義人件費」の対前年度比2.5%減の主な理由は、定年延長に伴う退職手当支給額の減少、俸給、期末手当及び勤勉手当の引き下げなどによる。
- ③行革推進法、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）による人件費削減の取組の状況について
  - i) 中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項  
「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
  - ii) 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針  
中期計画において設定した削減目標は、平成22年度までに概ね5%の人件費の削減を図ることとしている。  
方針としては、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しを行うとともに、業務内容の見直しを行うこととしている。
  - iii) 人件費の削減の取組の進ちょく状況

#### 【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。

#### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	23,581,813	22,715,664	22,039,964	21,752,184	20,820,613	20,235,379
人件費削減率 (%)		△3.7	△6.5	△7.8	△11.7	△14.2
人件費削減率(補正值) (%)		△3.7	△7.2	△8.5	△10.0	△11.0

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職（一）職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

### IV 法人が必要と認める事項

特になし